

U FK GYM24 利用規約

本利用規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社永島ホールディングス(以下「当社」といいます。)が運営する「U FK GYM24」(以下「本クラブ」といいます。)の利用に関する条件を定めるものです。

本クラブに入会する者および会員は、本規約ならびに当社が別途定める諸規則を遵守するものとします。

第1条(運営・管理)

1. 本クラブの運営および管理は当社が行います。
2. 当社は、法令および本規約の範囲内において、会員資格、会費その他諸費用、施設利用条件、営業時間、設備、サービス内容その他本クラブの運営に必要な事項を定めることができます。

第2条(入会資格)

1. 本クラブに入会できる者は、本規約および当社が定める諸規則に同意し、当社所定の入会手続を完了し、当社が入会を承認した者としてします。
2. 高校生その他当社が認める未成年者は、親権者その他の法定代理人(以下「保護者」といいます。)の同意を得ることにより入会することができます。
3. 次の各号のいずれかに該当する者について、当社は入会を認めないことがあります。
 - (1) 本規約または諸規則を遵守できない者
 - (2) 暴力団、暴力団員その他反社会的勢力に該当する者、またはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (3) 他の会員、スタッフ、近隣住民その他第三者に危害、迷惑、不安または著しい不快感を与えるおそれがある者
 - (4) 過去に当社または本クラブから除名その他重大な処分を受けた者
 - (5) 入会申込内容に虚偽、重大な誤記または申告漏れがある者
 - (6) 医師等から運動を禁止または制限されている者
 - (7) その他、施設の安全管理または円滑な運営上、当社が入会を不相当と合理的に判断した者
4. 入会後に前項各号のいずれかに該当することが判明した場合、当社は施設利用停止、会員資格停止または除名等の措置を講じることがあります。

第3条(入会手続および未成年者)

1. 入会希望者は、当社所定の方法により入会手続を行い、当社の承認を受けるものとします。
2. 未成年者が入会する場合、保護者の同意を必要とします。
3. 未成年者の入会にあたり、保護者は、本規約および当社が定める諸規則を確認し、その内容に同意するものとします。
4. 未成年会員の月会費、システム利用料その他本クラブの利用に関連して発生する諸費用について、保護者は支払責任者として支払義務を負うものとします。

5. 未成年会員の支払方法として、保護者名義のクレジットカード、銀行口座その他当社が認める決済方法を登録することができます。

6. 未成年会員が本規約または諸規則に違反し、故意または過失により当社または第三者に損害を与えた場合、保護者は、法令上認められる範囲において、その監督義務その他自己の責任に基づき対応するものとします。

7. 当社は、未成年会員の安全管理、規約違反への対応その他施設運営上必要がある場合、当該未成年会員の保護者に連絡し、施設利用状況、事故、規約違反その他必要な事項を伝えることができます。

8. 当社は、未成年会員の安全確保その他合理的な必要がある場合、利用可能時間、利用可能設備、トレーニング内容その他施設の利用条件を制限することができます。

第4条(会費・諸費用)

1. 会員は、当社が定める入会金、登録料、月会費、システム利用料その他の諸費用を、当社所定の方法および支払期日までに支払うものとします。

2. 会員は、会員資格を有する限り、施設を実際に利用したか否か、また利用回数の多少にかかわらず、所定の会費その他の費用を支払うものとします。

3. 未成年会員については、保護者が支払責任者として、当該未成年会員に発生する会費その他の費用を支払うものとします。

4. 一旦支払われた入会金、登録料、月会費その他の費用は、法令上返還義務がある場合または当社が特に認めた場合を除き、返還しません。

5. クレジットカードの利用停止、銀行口座の残高不足、登録情報の不備その他会員または支払責任者側の事情によって決済できなかった場合であっても、支払義務は免除されません。

第5条(会費等の滞納)

1. 会員が会費その他本クラブに対する支払債務を滞納した場合、当社は、施設への入館その他サービスの全部または一部を停止することができます。

2. 滞納期間が1ヶ月以上となった場合、当社は会員資格または施設利用を一時停止することができます。

3. 滞納期間が3ヶ月以上となった場合、当社は会員資格を停止し、または当該会員を除名することができます。

4. 前2項は、当社が利用停止または除名等を行うことができる権利を定めたものであり、当社が必ずこれらの措置を講じなければならないものではありません。

5. 施設利用停止中であっても、会員契約が存続している場合は、原則として月会費その他所定の費用の支払義務は継続します。ただし、法令上支払義務が認められない場合を除きます。

6. 退会、除名または会員資格喪失後であっても、それ以前に発生した未払会費その他の債務は消滅せず、会員または支払責任者はこれを支払わなければなりません。

第6条(会員資格の停止・除名)

当社は、会員が次の各号のいずれかに該当すると合理的に判断した場合、警告、施設利用停止、会員資格停止または除名等の措置を講じることができます。

- (1) 会費その他の債務を滞納したとき
- (2) 本規約または諸規則に違反したとき
- (3) 施設、設備または備品を故意または過失により破損、汚損または紛失させたとき
- (4) 他の会員、スタッフ、近隣住民その他第三者に迷惑となる行為をしたとき
- (5) 暴力、威嚇、暴言、誹謗中傷、嫌がらせその他これらに類する行為をしたとき
- (6) 本クラブまたは当社の信用または名誉を著しく毀損する行為をしたとき
- (7) 入会時その他の申告事項について虚偽の申告をしたとき
- (8) 入館用QRコード、アカウント、パスワードその他の認証情報を第三者に使用させたとき
- (9) 会員資格のない者を無断で施設内に入館させたとき
- (10) 当社が禁止するスパーリングその他危険行為を行ったとき
- (11) 許可なく施設内で営業、勧誘、販売、指導、宗教活動その他これらに類する行為をしたとき
- (12) 窃盗、盗撮、器物損壊その他法令に違反する行為をしたとき
- (13) 施設の安全または秩序を害する行為をしたとき
- (14) その他、会員として不適切であると当社が合理的に判断したとき

第7条(退会)

1. 会員が退会を希望する場合、毎月10日までに当社所定の方法により退会手続を完了することにより、当月末日をもって退会することができます。
2. 毎月10日を過ぎて退会手続を行った場合、翌月末日をもって退会となります。
3. 電話、口頭、SNS、電子メールその他当社所定の方法以外による退会の申出は受け付けません。
4. 未払金がある場合でも退会手続を行うことはできますが、退会によって既に発生している未払会費その他の債務が免除されるものではありません。
5. 未成年会員の退会について、当社は必要に応じて保護者への確認を求めることがあります。

第8条(入館・認証情報)

1. 会員は、自己に発行または登録されたQRコードその他当社所定の認証方法により入館するものとします。
2. QRコード、アカウント、パスワードその他の認証情報を第三者に貸与、譲渡、共有、公開または使用させてはなりません。
3. 会員は、会員資格を有しない第三者を無断で施設内に入館させてはなりません。
4. 前2項に違反した場合、当社は施設利用停止、会員資格停止または除名等の措置を講じることができます。
5. 会員の故意または過失による不正入館、不正利用その他の行為によって当社に損害が発生した場合、当社は当該会員に対し、その行為と相当因果関係のある損害について賠償を請求すること

ができます。

第9条(禁止事項)

会員は、次の各号に定める行為を行ってはなりません。

- (1) 会員資格のない者を無断で入館させる行為
- (2) 当社が禁止するスパーリング、組手、乱取りその他これらに類する対人練習
- (3) 施設または器具を危険な方法または本来の用途と異なる方法で使用する行為
- (4) 施設、設備または器具を故意または過失により破損または汚損する行為
- (5) 他の利用者に危険、恐怖、不安または著しい迷惑を与える行為
- (6) 飲酒した状態または安全な運動が困難な状態でトレーニングする行為
- (7) 施設内での喫煙または飲酒
- (8) 違法薬物その他法令により所持または使用が禁止されている物を所持または使用する行為
- (9) 当社の許可なく営業、販売、勧誘、パーソナルトレーニング、指導その他営利目的で施設を利用する行為
- (10) 他の会員を本人の承諾なく撮影または録音する行為
- (11) 防犯カメラその他防犯・安全設備に干渉する行為
- (12) 大声、騒音その他近隣に迷惑となる行為
- (13) その他当社が安全管理または施設運営上不適切と合理的に判断する行為

第10条(無人施設の利用)

1. 会員は、本クラブが24時間営業を基本とし、無人で運営される時間帯があり、スタッフが常時施設内に駐在しているものではないことを理解した上で利用するものとします。
2. 会員は、自らの健康状態、体力、経験および運動能力を十分考慮し、自己の能力を超える運動を行わないものとします。
3. 会員は、設備および器具について使用方法を確認し、安全に十分注意して使用するものとします。
4. 体調不良、発熱、怪我、飲酒、著しい睡眠不足その他安全な運動を行うことが困難な状態での施設利用を禁止します。
5. 会員には、スポーツ保険、傷害保険その他適切な保険への加入を推奨します。

第11条(対人練習)

1. スパーリング、組手、乱取りその他当社が危険と判断して禁止する対人練習を行ってはなりません。
2. ミット打ち、技術練習、寝技の打ち込みその他当社が認める練習を複数人で行う場合、会員は互いの安全に十分配慮するものとします。
3. 会員間の対人練習によって事故、怪我その他の損害が生じた場合、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当事者間で解決するものとします。

第12条(高校生・未成年会員の利用)

1. 高校生その他の未成年会員は、保護者の同意を得た上で、本規約および当社が定める利用条件を遵守して本クラブを利用するものとします。
2. 未成年会員が本クラブを利用できる時間は、原則として午前6時00分から午後10時00分までとします。
3. 未成年会員は、午後10時00分から翌日の午前6時00分までの間、本クラブを利用し、または施設内に滞在することはできません。
4. 前項の利用時間制限は、保護者が同伴している場合または保護者の同意がある場合であっても適用されます。ただし、当社が主催または特別に承認した大会、イベント、講習会その他の催事については、法令および条例に反しない範囲でこの限りではありません。
5. 未成年会員は、午後10時00分までにトレーニングその他施設の利用を終了し、施設から退館しなければなりません。
6. 当社は、入退館システムその他の方法により、未成年会員について午後10時00分から翌日の午前6時00分まで入館できないよう利用制限を行うことができます。
7. 当社は、青少年の健全育成、安全管理、関係法令、条例、施設の運営状況その他の事情を考慮し、未成年会員の利用可能時間、利用可能設備、トレーニング内容その他の利用条件を変更または制限することができます。
8. 保護者は、未成年会員に対し、本規約、施設利用上のルールおよび当社が定める利用時間を遵守するよう必要な指導および監督を行うものとします。
9. 未成年会員が利用可能時間外に施設へ入館し、または午後10時00分までに退館せず施設内に滞在した場合、当社は、当該未成年会員に対して退館を求め、入館制限、施設利用停止、会員資格停止その他必要な措置を講じることができます。
10. 当社は、未成年会員の安全管理、規約違反への対応その他必要がある場合、当該未成年会員の保護者に連絡し、利用状況、入退館履歴、事故、規約違反その他必要な事項を伝えることができます。
11. 未成年会員が施設内において事故、怪我、急病その他緊急の対応を要する状態となった場合、当社は、必要に応じて保護者、消防、警察、医療機関その他の関係機関に連絡し、必要な措置を講じることができます。

第13条(事故・怪我・盗難等)

1. 会員は、格闘技、筋力トレーニングその他の運動には、怪我、疾病その他一定の危険が伴うことを理解した上で施設を利用するものとします。
2. 当社は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、施設内外で会員に生じた怪我、疾病、事故、盗難、紛失、破損、会員間または第三者とのトラブルその他の損害について責任を負いません。
3. 会員の故意または過失によって他の会員その他第三者に損害を与えた場合、当該会員が自己の責任と費用において対応するものとします。
4. 未成年会員については、保護者は法令上認められる範囲において、その監督義務その他自己の責任に基づき対応するものとします。

5. 当社の責めに帰すべき事由により会員に損害が発生した場合の当社の責任については、民法、消費者契約法その他の関係法令に従うものとします。

第14条(施設・器具等の破損)

会員が故意または過失によって本クラブの施設、建物、設備、器具その他の物品を破損、汚損または紛失させた場合、当社は当該会員に対し、修理費、交換費その他当該行為と相当因果関係のある損害について賠償を請求することができます。

第15条(貴重品・所持品)

1. 会員は、自己の所持品および貴重品を自らの責任において管理するものとします。
2. 施設内で生じた盗難、紛失または破損について、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は責任を負いません。
3. 放置された物品について、当社は一定期間保管した後、法令に従い処分することがあります。

第16条(防犯カメラ)

1. 本クラブでは、防犯、安全管理、事故確認、不正利用防止、規約違反確認その他施設の適切な管理運営を目的として、防犯カメラを設置し、映像を撮影および録画します。
2. 録画データは、法令および当社の個人情報保護方針に従い適切に管理します。
3. 犯罪、事故、不正利用、規約違反その他の調査に必要な場合、当社は法令に基づき、または適法な要請に応じて、警察、消防その他の公的機関等に録画データその他必要な情報を提供することがあります。

第17条(休館・利用制限)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、施設の全部または一部について休館、営業時間変更または利用制限を行うことがあります。
 - (1) 施設または設備の点検、清掃、修理、工事または改修を行う場合
 - (2) 停電、断水、通信障害、システム障害または入退館システムの障害が発生した場合
 - (3) 地震、台風、豪雨、洪水、火災その他の災害が発生した場合
 - (4) 感染症等の流行が発生した場合
 - (5) 行政機関その他関係機関から要請または指示があった場合
 - (6) 建物または施設の安全確保が必要となった場合
 - (7) その他施設の安全管理または運営上やむを得ない事情が生じた場合
2. 一時的または短期間の休館または利用制限については、原則として会費の返還または減額を行いません。ただし、法令上返還等が必要となる場合はこの限りではありません。

第18条(店舗の閉鎖・統合・移転等)

1. 当社は、経営上または運営上の合理的な必要がある場合、店舗の閉鎖、統合、移転、営業時間

変更、設備変更またはサービス内容の変更を行うことがあります。

2. 会員への重大な影響が見込まれる場合、当社は合理的な期間を設け、Webサイト、会員ページ、電子メールその他適切な方法により通知します。

第19条(会費等の変更)

1. 当社は、物価、光熱費、人件費、賃料、設備費、システム費用、税制、社会経済情勢、サービス内容その他の事情により合理的な必要が生じた場合、月会費、システム利用料その他の費用を変更することがあります。

2. 変更する場合、変更内容および適用開始時期を、合理的な期間を設けてWebサイト、会員ページその他適切な方法により通知します。

第20条(規約等の変更)

1. 当社は、法令の改正、社会情勢の変化、サービス内容の変更その他合理的な必要が生じた場合、民法その他関係法令に従い、本規約を変更することがあります。

2. 本規約を変更する場合、当社は変更内容および効力発生日を、Webサイト、会員ページその他適切な方法により事前に周知します。

第21条(個人情報)

当社は、会員および保護者その他関係者の個人情報を、個人情報保護法その他関係法令および当社が別途定めるプライバシーポリシーに従い適切に取り扱います。

第22条(反社会的勢力の排除)

1. 会員および保護者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる反社会的勢力に該当せず、かつこれらと社会的に非難されるべき関係を有していないことを表明し保証するものとします。

2. 前項に違反したことが判明した場合、当社は施設利用停止、会員資格停止または除名等の措置を講じることができます。

第23条(損害賠償)

1. 会員が本規約または諸規則に違反し、故意または過失によって当社または第三者に損害を与えた場合、当該会員は、その行為と相当因果関係のある損害について賠償責任を負います。

2. 未成年会員については、保護者は法令上認められる範囲において、その監督義務その他自己の責任に基づき対応するものとします。

第24条(通知・届出事項の変更)

1. 当社から会員または保護者への通知は、登録された電子メールアドレス、会員システム、Webサ

イトへの掲載その他当社が適切と判断する方法により行います。

2. 会員または保護者は、住所、電話番号、電子メールアドレス、決済情報その他登録事項に変更があった場合、速やかに変更手続を行うものとします。
3. 会員または保護者が変更手続を怠ったことにより通知を受け取ることができなかった場合、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社はこれによって生じた損害について責任を負いません。

第25条(準拠法および紛争解決)

1. 本規約は日本法を準拠法とします。
2. 本クラブの利用その他本規約に関して紛争が発生した場合、当社と会員は誠意をもって協議し解決に努めるものとします。
3. 協議によって解決できず訴訟の必要が生じた場合には、民事訴訟法その他の関係法令に従い管轄裁判所を定めるものとします。

第26条(本規約に定めない事項)

本規約に定めない事項については、関係法令、一般的な商慣行および信義誠実の原則に従い、当社と会員との間で協議して解決するものとします。

第27条(施行)

本規約は、2026年9月5日より施行します。

【未成年者の入会に関する保護者同意】

私は、未成年者の法定代理人として、UFK GYM24利用規約の内容を確認し、当該未成年者の入会および施設利用に同意します。

また、当該未成年会員に発生する月会費、システム利用料その他本クラブの利用に関連して発生する費用について、支払責任者として支払うことに同意します。

私は、未成年会員がUFK GYM24を利用できる時間が午前6時00分から午後10時00分までであり、午後10時00分から翌日午前6時00分までは、保護者の同伴または同意の有無にかかわらず原則として利用できないことを確認し、これに同意します。

私は、未成年会員が本利用規約および施設利用上のルールを遵守するよう、必要な指導および監督を行います。